

一般事業主行動計画書

計画期間

令和5年1月1日～令和6年12月31日

目標

- ① 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上とする。
男性社員・・・1人以上取得
女性社員・・・取得率70%以上
- ② 小学校未満の子を持つ社員が、希望する場合に育児短時間勤務の適用を受ける制度の導入
- ③ ノー残業デーの導入

目標達成のための対策と実施時期

- ① 対 策： 対象者への呼びかけ及び管理職への取得環境づくりの指導
実施時期： 計画期間内 令和5年1月から
- ② 対 策： 対象者への呼びかけ及び管理職への取得環境づくりの指導
実施時期： 計画期間内 令和5年1月から
- ③ 対 策： 土曜日の出勤日はノー残業デーとする。
実施時期： 計画期間内 令和5年1月から

令和4年10月5日